

◎六番（水野 透君）自由民主党議員会、水野透です。通告により一般質問を行います。

大項目一番、自然災害から県民を守る対策について。

一、釈迦堂川の越水対策について。

過日、我が党会派、佐藤政隆議員の代表質問の災害対策の強化については、市町村への支援体制の充実及び民間活用による備蓄物資の効率的な運用などの取組を強化するとの答弁、そして県民連合会派の宗方保議員の代表質問の流域治水については、河川管理者としての治水対策と市町村の流出抑制対策を併せて、流域治水プロジェクトにより流域治水に取り組むとの答弁がありました。

私が質問する内容は、県が管理する河川の個別の具体的な内容になりますが、県内全ての河川において共通の課題でもありますので、質問させていただきます。

須賀川市内で阿武隈川と合流する釈迦堂川については、須賀川市の中心部を流れる主要河川であります。その釈迦堂川の下流は、阿武隈川本流の河床断面との兼ね合いで河道計画の断面が確保できておりません。本来川底がもつと掘り下げられるべき計画であります。施工できていない状態です。

昨年の越水は、堤防があと五十センチ高ければ、上流や下流の住宅地ではない場所での被害は発生したかもしれませんが、住宅地での浸水は回避できたかもしれません。現在の状況からもう一歩進んだ対策を講じるには、特殊堤の築堤が必要です。

今年度は、雨期に間に合わせるために暫定的に大型土のう袋トンパックを設置していただきましたが、あくまでも災害が起きたときに避難する時間を稼ぐことができるにとどまり、住民の安全と安心を得られるまでの効果

は期待できません。

令和元年東日本台風がもたらした豪雨により、国道四号上流右岸部より水があふれ、周辺の住宅地では多くの家屋が浸水し、お二人の方が亡くなるなど甚大な被害が発生しました。住民の安全と安心を確保するためには、釈迦堂川の整備を急ぐ必要があると考えます。

そこで、県は須賀川市館取町付近における釈迦堂川の越水対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

二、被災者生活再建支援法の対象拡大について。

水害被害では、同じ床上浸水でも浸水の深さにより被害認定が異なり、それによって受けられる支援も差が生まれています。水害の場合、一旦床上浸水になれば、家財は使えなくなり、壁や床の補修に加え、水回りなどの交換など多額の修理代がかかり、生活再建が困難になります。

そこで、被災者生活再建支援法の対象世帯をさらに拡大するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

三、河川の氾濫により浸水した住居の高台移転について。

近年の激甚化、頻発化する豪雨災害を踏まえ、住民の生命と財産を災害から守るため、居住に適当でないと認められる区域内にある住居については高台への移転を促進する必要があると認識しております。

高台へ移転するためには、市町村が地域の声を聞きながら計画的に事業を実施することが求められていますが、県として支援する必要があると考えております。

そこで、県は洪水により浸水した住居について、市町村が行う高台移転をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

四、緊急防災・減災事業債の継続について。

近年、台風や豪雨などによる自然災害は大規模化、激甚化する傾向にあり、

河川の決壊や氾濫、道路や橋梁の崩壊、土砂崩れなど、昨年本県を襲った令和元年東日本台風のような甚大かつ深刻な災害が毎年のように全国各地で発生しております。

市町村においては、消防車両の整備をはじめ指定避難所となる学校体育館へのエアコン設置や情報伝達のための防災無線屋外拡声子局の増設など、様々な防災・減災対策を実施しているところではありますが、厳しい財政状況の下、必要な財源をいかに確保するかという課題に直面しております。

このような中、緊急防災・減災事業債については、地方債の充当が一〇〇%、元利償還金に対する交付税措置率が七〇%であり、市町村にとって極めて重要な財源になっており、市町村においては積極的に活用されているところでもあります。

この緊急防災・減災事業債は、令和二年度をもって終了の予定であり、昨年からの台風災害への対応など、市町村においては防災・減災対策についてスピード感を持って進める上でも当該事業の継続は必要であると考えております。

そこで、市町村の防災・減災対策を推進するため、国に緊急防災・減災事業債の継続を求めていくべきと考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

大項目二、ウイズコロナにおける福島ならではの取組について。

一、新型コロナウイルスと地方創生について。

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大している状況の中、本県においても新規感染者数が増加傾向にあり、今後も感染症対策は県民の命を守る重要な取組であると考えます。また、感染症により国内外との移動が制限されるなど、本県においても観光をはじめ経済活動に影響を及ぼすなど非常に深刻な状況にあります。

そのような中、私は今般の感染症は人と人との交流を前提とする地方創生

の考え方を根幹から揺るがし、取組の成果が十分に得られないのではないかと危惧しております。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、地方創生にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

二、県立医大医学部卒業生の県内定着について。

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大している中、本県でも二百人を超える感染者が出るなど、地域医療提供体制への影響が懸念されております。本県の安全・安心の基盤となる地域医療提供体制を安定して維持していく上で、その前提となるのは医師等の医療人材であり、特に医師確保の重要性が改めて浮き彫りになりました。

厚生労働省が示す医師偏在指標では、本県は全国四十三位という厳しい状況に置かれております。本県が安定した医師確保を図っていくためには、まずは本県唯一の医学部を持つ大学である県立医科大学の卒業生にできるだけ多く県内に定着していただくことが必要であり、定着に向けた取組を行うことで、少しずつでも将来的に地域医療の現場で活躍する医師を増やしていくことにつながるものと考えます。

そこで、県は県立医科大学医学部卒業生の県内定着のためにどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

三、オンライン診療の取組について。

厚生労働省の医療施設従事医師数の推移の調査では、本県の医師数は様々な施策の効果があり、東日本大震災前の平成二十二年には三千七百五人で、震災後に大きく減少しましたが、平成三十年度には三千八百十九人に回復、増加しております。しかし、地域によって医師の偏在があるようです。

そして、新型コロナウイルス感染症の影響で医療機関への受診にも変化が生じております。平成二十一年度末には二千五百六十か所あった医療機関

が十年後の令和元年度末には二千四百七か所に減少し、社会状況の変化も散見されます。今、感染状況や社会状況の変化に対応した医療体制の構築が求められております。

そこで、県内におけるオンライン診療の取組状況についてお尋ねいたします。

四、感染症患者を受け入れている医療機関への支援について。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる県内の医療機関では、二月十日にダイヤモンドプリンセス号での感染患者を初めて受け入れて以来、半年以上にわたって陽性患者の受入れに備えたスタッフや病床の確保のため大変な苦労を続けております。

また、通常の入院機能の縮小などに伴う収入減少のため、経営的にも大変苦しいと聞いております。その中でも、感染症指定医療機関として感染拡大の初期から県内の中核になって対応を続けてきた公立、公的病院等につきましましては、スタッフの疲労や経営へのダメージは計り知れないものであります。

こうした感染者を受け入れる中核的な病院を県は重点医療機関に指定しているという聞いておりますが、引き続き感染症対策を進めていく上で、こうした医療機関には特に支援を行っていく必要があると考えます。

そこで、感染者などの受入れの中核となる重点医療機関の支援にどのような取り組みでいくのか、県の考えをお伺いいたします。

大項目三、農業を支える政策について。

一、企業の農業参入支援について。

二〇一五年農林業センサスによりますと、本県の耕作放棄地の面積については、五年前より二千八百三十二ヘクタール増加しております。私の地元である須賀川市でも、整備された圃場であっても、農業者の高齢化や後継

者の他産業従事などにより、営農の継続が困難になっている事例が見られます。

県内には、機械やオペレーターを有する建設会社等が耕作放棄地を解消して野菜を作付するなど、異業種からの農業分野への参入が見られており、新たな担い手の確保や農地活用の観点から期待されているところです。

そこで、県は企業の農業参入をどのように支援していくのかお尋ねいたします。

二、令和元年東日本台風等で被災した農機具等の復旧支援について。

令和元年東日本台風で被災した農家の農業用機械、施設の復旧は、国の担い手づくり総合支援事業によりほぼ完了しておりますが、年に一度しか使わない農機具もあることから、被災直後には気づくことができなかつた農機具の故障や不具合が判明するケースがあると聞きました。震災や台風など度重なる被災に果敢に立ち向かい、意欲を持って取り組もうとする農家への支援が必要であると考えます。

そこで、県は令和元年東日本台風等から長期間経過した後には被害が判明した農機具等の復旧についてどのように支援しているのかお尋ねいたします。

三、イノシシの埋却や焼却の支援について。

イノシシ被害の増大により、農業者の営農意欲に多大な影響を与えています。市町村では、捕獲体制を強化するなどの対策を取っておりますが、捕獲したイノシシの埋却場所の掘削作業や焼却処理時の解体作業などの労力に苦慮しております。

そこで、県はイノシシの埋却、焼却に係る労力の軽減をどのように支援していくかお尋ねいたします。

大項目四、県の行政事務について。

一、建設業法に係る建設業許可等の制度の適正運用について。

地域における建設業は、インフラの整備や維持管理を担い、災害時には最前線で安全・安心の確保を担うなど地域の守り手であり、非常に重要な産業であります。また、今般のコロナ禍においても公共工事は継続すべき事業とされ、建設業は社会において必要不可欠な仕事、エッセンシャルワーカーとして認識されたところであります。

このため、新たに建設業に参入しやすい環境の確保が必要と考えられますが、建設業者が県や市町村の発注する公共工事への参入を希望する場合、各発注機関の入札参加資格審査を受ける必要があります。

その前提として、建設業法に基づき建設業許可を得て、さらには経営事項審査を受けることになっておりますが、申請書類が多く、内容も複雑であり、また時々改正等も行われていることから、審査における円滑な事務、申請者への分かりやすく丁寧な周知が必要であると考えます。

そこで、県は建設業法に係る建設業許可等の制度の適正な運用にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

二、育児休業の取得促進について。

男性の育児参加についてであります。近年、少子高齢化と人口減少、これに伴う社会保障や地域社会の持続可能性の低下といった課題が叫ばれる中、日本社会全体として男女共同参画社会の実現がますます重要になっております。

そのような中、男性の育児参加を促進していくことは、自らの働き方が見直され、仕事と家庭の両立ができるようになるだけでなく、心身の健康の確保や労働時間の短縮などの効果も期待できます。また、女性の活躍促進や少子化対策という観点からも極めて重要であると考えております。

このため、男性が子育てに積極的に関わることができるよう、育児休業の取得促進に向けた環境整備を進めることが重要であり、まずは県職員の皆

さんが率先して育児休業を取得し、これまで以上に真剣に子育てに取り組む姿勢を示すべきと考えます。

そこで、知事部局における男性職員の育児休業の取得状況についてお尋ねいたします。

また、県は、男性職員の育児休業取得を促進するためにどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

一方、県内事業所におきましても、男性が子育てに積極的に関わることができるよう、男性の育児休業の取得促進に向けた環境整備を推進していくことは重要なことであると考えます。

そこで、県内事業所における男性の育児休業の取得状況についてお尋ねいたします。

また、県は県内事業所における男性の育児休業の取得を促進するためにどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

三、県管理道路の街路樹等の管理について。

県管理道路に植えられたケヤキなどの街路樹は、成長とともに枝葉が生い茂り、バスやトラックなどの大型車両の通行に支障を来し、また通学路などの歩道では、根っこによる影響で舗装が凸凹となっております。枯れた街路樹については、倒木を避けるために伐採をさせていただいておりますが、切り株が残る箇所では、草が伸び、暗くなると見えにくく、地域の方々からは危険を感じるとの声を聞いております。

そこで、県は県管理道路における安全な通行確保のため、街路樹等の管理にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

四、除去土壌等の仮置場の現状回復について。

既に帰還困難区域を除き面的除染が終了し、現在は除染により発生した除去土壌等を中間貯蔵施設に搬出する作業が進められております。県内各地

に設置された仮置場や現場保管は着実に減少しており、現時点において市町村が設置する仮置場はピーク時と比べ約四割減少しているとのこと。市町村において、今後は役割を終えた仮置場を土地所有者に返還すべく、原状回復が進められていくものと考えます。

こうした中、土地所有者の中には、時間の経過や周辺環境の変化に伴い、跡地の利用について、以前と異なる利用方法を希望する方もいると聞いております。返還に当たっては、土地所有者の意向に十分配慮する必要があると思われれます。

そこで、除去土壌等の仮置場の原状復旧についてどのように進めていくのか、県の考えをお尋ねいたします。

五、市街化調整区域の開発許可制度の運用について。

市街化調整区域においては、例えば既存建築物の売買に伴い用途を変更して使用する場合は都市計画法により許可が必要となるほか、変更できる用途も限られるなど制限がなされてきました。その結果、人口減少、高齢化社会の進行等により空き家が生じ、集落のコミュニティ維持が困難になるなど、地域活力の低下などの課題が生じております。

市街化調整区域は開発が規制されることは十分に理解しておりますが、これらの課題を解決していくためには、今後都市計画法による開発に関して地域の実情に応じた柔軟な対応が必要ではないかと考えております。

そこで、市街化調整区域における集落のコミュニティ維持のために開発許可制度の弾力的な運用が必要と思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

今回、台風被害からの再建、防災、コロナ禍の取組、農業政策、県行政の事務について質問させていただきました。改めてコロナウイルス感染症の拡大に対して最前線で働いている医療従事者の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

げます。そして、コロナ対策と経済の両立に向けて官民一体となって取り組んでいかなければなりません。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

◎副議長（長尾トモ子君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）水野議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方創生についてであります。

今般の新型感染症は、県民生活や県内経済はもとより、地域コミュニティの在り方から国内外との交流機会の減少に至るまで地方創生にも大きな影を落としております。

一方、暮らし方や働き方、地方移住に対する都市部からの関心の高まりなど、新型感染症がもたらした価値観の変化により、地方創生に新たな可能性が芽生えつつあります。

このため、国の臨時交付金などを活用し、感染拡大防止と社会経済活動の維持再開の両立に向けて、新しい生活様式の定着やイベント等への再開支援を行うなど、地方創生の下支えにつながる取組を進めながら、未来を開く新たな産業の育成・集積や交流から移住への段階的なつながり支援など、第二期ふくしま創生総合戦略に掲げた取組を進めているところであります。

引き続き、逆境を力に変える強い思いを持ち、一人一人が輝く社会づくり、魅力的で安定した仕事づくり、暮らしの豊かさを実感できる地域づくり、地域の魅力発信による新たな人の流れづくりなど、福島ならではの地方創生をさらに進めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

知事部局における男性職員の育児休業の取得状況につきましては、福島県職員男女共同参画推進行動計画における男性職員の育児休業取得率の目標値一〇・〇％に対し、過去三年間の取得率が平成二十九年度は一七・六％、平成三十年度は二一・六％、令和元年度は一七・八％となっております。次に、男性職員の育児休業の取得促進につきましては、知事のイクボス面談を継続することに加え、今月からは子供が生まれる予定の男性職員に育児休業の取得計画表の作成を促し、職場全体で休業中の事務を分担するなどにより仕事と子育ての両立を支援する取組を新たに開始したところです。今後も男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めてまいります。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

被災者生活再建支援法につきましては、これまで全国知事会等を通して住宅の半壊世帯に支給対象を拡大するよう求めております。

近年多発する水害による被害を踏まえ、国において半壊世帯の一部にも支給対象を拡大することについて検討されているところであり、引き続き全国知事会等と連携し、制度の充実について要望してまいります。

次に、緊急防災・減災事業債につきましては、防災情報伝達手段の強化や避難所の耐震化など、市町村が防災力の向上を図る上で非常に重要であると認識しており、これまで全国知事会等を通して制度の恒久化など必要な財源の措置について国に求めているところであります。

引き続き、市町村が防災・減災対策を着実に実施できるよう、全国知事会等と連携し、国に要望してまいります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

仮置場の原状回復につきましては、国のガイドラインにおいて、借地した時点の状態に実現可能で合理的な範囲、方法で復旧することを基本とし、跡地利用に支障を来さないよう機能回復を図ることとされています。

県といたしましては、原状回復に当たり、土地所有者の意向を丁寧に確認しながら、ガイドラインに基づき円滑に進められるよう助言するなど、市町村を支援してまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

県立医科大学医学部卒業生の県内定着につきましては、入学者の地域枠の設定や修学資金の貸与により一定期間の県内勤務を義務づけるほか、将来の定着につながる臨床研修を充実させるため、研修病院への設備整備支援等を行っているところであります。

今後は、本年三月に策定した地域枠医師等キャリア形成プログラムに基づくサポートなどの実施により一層の定着を図ってまいります。

次に、オンライン診療につきましては、これまで電話や通信機器を用いて再診の患者に対する診察や処方箋の交付等が行われてきましたが、感染症の拡大に際し、時限的、特例的な扱いとして初診からの取扱いも可能となり、県内でも導入する医療機関が増加したところであります。

県では、オンライン診療を実施している医療機関をホームページで案内するとともに、引き続き関係機関に制度を周知してまいります。

次に、重点医療機関への支援につきましては、感染者の診療や受入れに向けた設備整備への助成などに加え、入院病床確保に対して手厚く費用を補助するとともに、個人防護具を優先的に配布しております。

今後は、さらに透析患者や妊産婦など特別な配慮が必要な患者に対してよ

り高度かつ適切な治療を行うための機器整備への助成を行うなど、引き続き感染者等の受入れに必要な支援をしっかりと行ってまいります。

（商工労働部長宮村安治君登壇）

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

県内事業所における男性の育児休業の取得状況につきましては、県の労働条件等実態調査において、過去三年間の取得率が平成二十九年は三・二%、平成三十年は八・七%、令和元年は九・八%となっております。

次に、県内事業所における男性の育児休業の取得促進につきましては、セミナー開催による普及啓発や次世代育成支援企業の認証に加え、男性の育児休業取得に対する奨励金の交付上限を今年度から引き上げるなど充実を図ってきております。

引き続き、企業を個別に訪問し、次世代育成支援等の認証取得やイクボス宣言の実施を働きかけるなど、男性の育児休業取得促進に取り組む企業の増加を図ってまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

企業の農業参入につきましては、相談会やセミナー等を開催し、農地利用に関する制度や補助事業の紹介、栽培品目等の相談に対応するとともに、参入する企業が円滑に生産を開始できるよう、種苗代等の初期費用の一部を助成しております。

引き続き、市町村や農業委員会等と連携し、農地のマッチングや栽培技術支援等により、地域農業の持続的発展を支える担い手として企業の農業参入を支援してまいります。

次に、令和元年東日本台風等で被災した農機具等の復旧につきましては、国の補助事業に県が独自に上乘せし、修繕や再取得の支援を行っております。

す。

被災直後に故障や不具合が判明しなかった農機具等については、市町村の被災証明による被災の事実や申請が遅れた理由等を確認した上で補助対象とし、農業者の営農再開を支援しております。

次に、イノシシの埋却や焼却に係る労力の軽減につきましては、埋却時の掘削や焼却時の解体が課題となっております。

このため、市町村等に対しましては、国の補助事業を活用して、解体せずに対応できるイノシシ専用の焼却炉や解体を容易にする冷凍施設の整備を支援するとともに、他県の優良事例を情報提供するなど、今後も労力の軽減を支援してまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

須賀川市館取町付近における釈迦堂川の越水対策につきましては、応急対策として六月末までに約四百メートル区間で堤防の上に大型土のうを設置したところであります。

今後は、下流の阿武隈川本川を含む国管理区間の改修計画と整合を図りながら、河道掘削や堤防のかさ上げなど必要な越水対策を検討してまいります。

次に、市町村が行う高台移転につきましては、地域コミュニティを守りながら集団で移転が可能な防災集団移転促進事業の活用が有効であると考えております。

この事業は、地域の合意形成から始まり、条例により建築が制限される災害危険区域を指定した上で、移転する区域の設定や高台の造成工事を行うなど多くの段階を踏み、かつ規模の大きい事業となることから、国と連携し、財源の確保や技術的助言を通じ市町村を支援してまいります。

次に、建設業法に係る建設業許可等の制度につきましては、近年建設業界において働き方改革の推進等が課題となつていゝ中で、建設業法の改正に伴う許可要件の一部改正など様々な見直しが行われていることから、許可等の事務を担う職員への研修を充実するとともに、申請者に対する説明会の開催を通して制度の理解を深めるなど、引き続き建設業許可等の制度が適正に運用できるよう取り組んでまいります。

次に、県管理道路における街路樹等の管理につきましては、通行に支障となつてゐる枝葉の剪定や枯れ木等を伐採するとともに、根の成長により隆起した歩道について舗装の修繕などを行つており、今後とも安全で良好な道路環境を確保するため、道路パトロールにより危険箇所の把握に努めるとともに、利用者からの要望などを踏まえ、必要な対策を速やかに実施してまいります。

次に、市街化調整区域における開発許可制度につきましては、既存集落のコミュニティ維持のため、移住、定住の促進に向けて農家住宅から賃貸住宅への用途変更を可能にしたほか、激甚災害で被災した建築物を同じ集落内の他の安全な土地に移転できるよう審査基準の改正等を行つております。

今後とも人口減少や空き家の増加など社会情勢の変化を踏まえながら、必要に応じ開発許可制度の弾力的な運用を図つてまいります。